吹田市地域密着型サービス等に係る施設整備等補助金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の８第１項及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１７条第１項の規定に基づき本市が定める計画をいう。）に基づき、地域密着型サービス等の提供に係る基盤整備を推進するため、地域密着型サービス等に係る施設整備等を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において、地域密着型サービス等に係る施設整備等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う法人（次条に規定する補助対象事業が完了するまでに、確実に法人が設立されると認められる団体を含む。）とする。

（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に掲げる補助対象者が本市において行う事業で、次に掲げる事業のうち市長が適当と認める事業であって、大阪府の補助を受けられるものとする。

（１）地域密着型サービス等整備等補助事業

（２）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

（３）定期借地権設定のための一時金の支援事業

（４）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

（５）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

（６）介護職員の宿舎施設整備事業

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表１から４及び６から７の「４．対象経費」に定める経費であって、市長が適当と認める経費とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

（１）　補助金以外の給付金等の交付を受け、又は受けると見込まれる経費

（２）　土地の購入又は整地に要する経費

（３）　その他市長が不適当と認める経費

（補助金の額）

第５条　地域密着型サービス等整備等補助事業の補助金の額は、別表１の「１．対象施設等」の欄に掲げる施設の区分に応じ、補助基準額（同表の「２．配分基礎単価」の欄に掲げる額（別表５の規定の適用を受ける場合は、当該額に同表の「３．加算額」の欄に掲げる額を加えた額）に別表１の「３．単位」の欄に掲げる数を乗じて得た額をいう。）の合計額と補助対象経費の合計額とを比較して少ない方の額と、実支出額（総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額をいう。以下同じ。）の合計額とを比較して少ない方の額とする。

２　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の補助金の額は、別表２の「１．対象施設等」の欄に掲げる施設の区分に応じ、補助基準額（同表の「２．配分基礎単価」の欄に掲げる額に同表の「３．単位」の欄に掲げる数を乗じて得た額をいう。）と補助対象経費の額とを比較して少ない方の額と、実支出額とを比較して少ない方の額とする。

３　定期借地権設定のための一時金の支援事業の補助金の額は、別表３の「１．対象施設等」の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の「２．配分基準」の欄に定める額と補助対象経費の額とを比較して少ない方の額に同表の「３．補助率」の欄に定める数を乗じて得た額と、実支出額とを比較して少ない方の額とする。

４　既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の補助金の額は、別表４の「１．区分」の欄に掲げる改修等の区分に応じ、補助基準額（同表の「２．配分基礎単価」の欄に掲げる額（別表第５の規定の適用を受ける場合は、当該額に同表の「３．加算額」の欄に掲げる額を加えた額）に別表４の「３．単位」の欄に掲げる数を乗じて得た額をいう。）と補助対象経費の額とを比較して少ない方の額と、実支出額とを比較して少ない方の額とする。

５　介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の補助金の額は、別表６の「１．対象施設等」の欄に掲げる施設等の区分に応じ、補助基準額（同表の「２．配分基礎単価」の欄に掲げる額に、同表の「３．単位」の欄に掲げる数を乗じて得た額をいう。）の額と補助対象経費の額とを比較して少ない方の額に、同表の「５．補助率」の欄に定める数を乗じて得た額と、実支出額とを比較して少ない方の額とする。

６　介護職員の宿舎施設整備事業の補助金の額は、別表７の「１．対象施設等」の欄に掲げる施設等の区分に応じ、同表の「２．配分基準」の欄で定める補助金算出の限度となる面積と、実際の当該建築面積とを比較して少ない方の面積を基準面積とし、基準面積内で要する補助対象経費に、同表の「３．補助率」の欄に定める数を乗じて得た額とする。

７　補助金の額の算定に当たって千円未満の端数が生じた場合は、補助対象事業に関わらずこれを切り捨てる。

（事前協議）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前に補助対象事業の実施内容について市長と協議しなければならない。

（交付の申請）

第７条　前条の規定による協議を行った者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した地域密着型サービス等に係る施設整備等補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

（１）　申請者の名称、所在地、電話番号及び代表者の氏名（以下「名称等」という。）

（２）　施設整備の内容

（３）　交付申請額

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　理由書

（２）　収支予算書

（３）　法人に係る登記事項証明書及び定款

（４）　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第８条　市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは地域密着型サービス等に係る施設整備等補助金交付決定通知書により、補助金を交付すべきでないと認めるときは地域密着型サービス等に係る施設整備等補助金交付申請却下通知書により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

（変更交付の申請等）

第９条　前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その後の事情変更により申請の内容を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した地域密着型サービス等に係る施設整備等補助金変更交付申請書に第７条第２項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　申請者の名称等

（２）　変更交付申請額

（３）　変更の理由

２　市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、地域密着型サービス等に係る施設整備等補助金変更交付決定通知書により当該申請をした補助決定者に通知するものとする。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

（事業中止届）

第10条　補助決定者は、補助対象事業の着手後において、やむを得ない事情により補助対象事業を中止する場合は、地域密着型サービス等に係る施設整備事業中止届を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第11条　補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、市長が指定する期日までに、地域密着型サービス等に係る施設整備実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、添付書類の一部を当該期日後に提出することができる。

（１）　決算報告書

（２）　事業完了報告書

（３）　補助対象経費の支払を証する書類

（４）　その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第12条　市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、地域密着型サービス等に係る施設整備等補助金交付額確定通知書により、当該報告をした補助決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第13条　前条の規定による通知を受けた補助決定者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した地域密着型サービス等に係る施設整備等補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（１）　請求者の名称等

（２）　交付請求額及び振込先預金口座

（交付）

第14条　市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付の条件）

第15条　補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。既存の建物等を賃借し、改修等をする場合について補助金の交付を受けるときの補助対象施設の廃止についても同様とし、その後の建物の利用や賃貸借契約の内容にかかわらず、建物の賃借人である補助決定者が補助金の返還を行うこと。

２　市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

３　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

４　事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに、消費税仕入控除税額報告書により市長に報告しなければならない。補助金に係る控除税額があることが確定した場合には、市に納付しなければならない。なお、補助決定者が全国的に事業を展開する組織の一支部（支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等）で申告を行っている場合は、本部（本社、本所等）の課税売上割合等の申告内容に基づき報告をすること。

５　補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

６　補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付す等市が行う手続に準拠しなければならない。

７　補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

８　定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合には土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である補助対象者に返還する旨を契約書に定めなければならず、また、一時金のうちの未充当期間相当額の返還があった場合及び補助事業者の事由による解約の場合には、市長に報告するとともに、返還額の全部又は一部を市に返還しなければならない。普通借地権契約につ

いても同様とする。

（精算）

第16条　市長は、第１２条の規定により補助金の額を確定した場合において、前条第１項の規定により既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、当該超える額を返還させるものとする。

（交付決定の取消し等）

第17条　市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

（２）　補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（３）　次条又は第１９条後段の規定に違反したとき。

（４）　その他この要領に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

（帳簿の整備等）

第18条　補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具がある場合は、上記の期間を経過後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間まで保管しておかなければならない。

（報告の徴収等）

第19条　市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

（申請書等の様式）

第20条　この要領に規定する申請書等の様式は、福祉部長が定める。

（委任）

第21条　この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年１２月２０日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年７月２２日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年８月１８日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年１０月１５日から施行し、令和６年４月１日より適用する。

別表１　補助対象施設・事業及び配分基礎単価（地域密着型サービス等整備等補助事業）

1.対象施設等	2.配分基礎単価	3.単位	4.対象経費
①地域密着型サービス等の整備			市町村等の整備計画に基づく施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280 千円	整備床数	
小規模な介護老人保健施設	66,000 千円	施設数	
小規模な介護医療院	66,000 千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,820 千円	整備床数	
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280 千円	整備床数	
都市型軽費老人ホーム	2,110 千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	39,600 千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000 千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	14,100 千円	施設数	
介護予防拠点	10,500 千円	施設数	
地域包括支援センター	1,410 千円	施設数	
生活支援ハウス	42,100 千円	施設数	
緊急ショートステイの整備	1,410 千円	整備床数	
施設内保育施設	14,100 千円	施設数	
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280 千円	整備床数	
介護施設等の合築等			
大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱第 3 条第１項各号に掲げる施設等との合築・併設	合築・併設する施設それぞれの配分基礎単価に 1.05 を乗じた額	整備床数又は施設数	
②　介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
特別養護老人ホーム	1,330 千円	定員数	
介護老人保健施設			
介護医療院			
養護老人ホーム			
軽費老人ホーム			

別表２　補助対象施設及び配分基礎単価（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

1. 対象施設等	2. 配分基礎単価	3. 単位	4. 対象経費
①　定員 30 人以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989 千円	定員数	
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
養護老人ホーム			
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	4,960 千円	施設数	
②　定員 29 人以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数	
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600 千円	施設数	
都市型軽費老人ホーム	496 千円	定員数	
小規模な養護老人ホーム	496 千円		
施設内保育施設	4,960 千円	施設数	

別表３　補助対象施設及び配分基準（定期借地権設定のための一時金の支援事業）

<table>
<tr><th>1.対象施設等</th><th>2.配分基準</th><th>3.補助率</th><th>4.対象経費</th></tr>
<tr><td>【本体施設】</td><td rowspan="25">当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等知事が定める合理的な方法による額）の２分の１</td><td rowspan="25">1/2</td><td rowspan="25">定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）</td></tr>
<tr><td>①　定員 30 人以上の広域型施設</td></tr>
<tr><td>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td></tr>
<tr><td>介護老人保健施設</td></tr>
<tr><td>介護医療院</td></tr>
<tr><td>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td></tr>
<tr><td>養護老人ホーム</td></tr>
<tr><td>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td></tr>
<tr><td>② 定員 29 人以下の地域密着型施設等</td></tr>
<tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td></tr>
<tr><td>小規模な介護老人保健施設</td></tr>
<tr><td>小規模な介護医療院</td></tr>
<tr><td>小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td></tr>
<tr><td>認知症高齢者グループホーム</td></tr>
<tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td></tr>
<tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td></tr>
<tr><td>都市型軽費老人ホーム</td></tr>
<tr><td>小規模な養護老人ホーム</td></tr>
<tr><td>施設内保育施設</td></tr>
<tr><td>小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td></tr>
<tr><td>【合築・併設施設】</td></tr>
<tr><td>定員 29 人以下の地域密着型施設等</td></tr>
<tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td></tr>
<tr><td>認知症対応型デイサービスセンター</td></tr>
<tr><td>介護予防拠点</td></tr>
<tr><td>地域包括支援センター</td></tr>
<tr><td>生活支援ハウス</td></tr>
<tr><td>緊急ショートステイ</td></tr>
</table>

別表４　補助対象施設及び配分基礎単価（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）

<table>
<tr><th>1.区分</th><th>2.配分基礎単価</th><th>3.単位</th><th>4.対象経費</th></tr>
<tr><td colspan="3">① 既存施設のユニット化改修
<table><tr><td>「個　室　→　ユニット化」改修</td><td>1,410 千円</td><td rowspan="2">整備床数</td></tr><tr><td>「多床室　→　ユニット化」改修</td><td>2,820 千円</td></tr></table>ア　特別養護老人ホームのユニット化
イ　介護老人保健施設のユニット化
ウ　介護医療院のユニット化</td><td rowspan="2">特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。)
ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td></tr>
<tr><td>② 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修</td><td>865 千円</td><td>整備床数</td></tr>
<tr><td colspan="3">③　介護施設等の看取り環境の整備
<table><tr><td>・特別養護老人ホーム
・介護老人保健施設
・介護医療院
・養護老人ホーム
・軽費老人ホーム
・認知症高齢者グループホーム
・小規模多機能型居宅介護事業所
・看護小規模多機能型居宅介護事業所
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定入居者生活介護の指定を受けるもの）</td><td>4,130 千円</td><td>施設数</td></tr></table></td><td>特別養護老人ホーム等の看取り環境の整備のための改修に必要な経費ついては同上。設備については、需要費（修繕料）、使用料及び賃貸料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。</td></tr>
</table>

別表５　別表１及び別表４の「２．配分基礎単価」の加算措置

１．区 分	２．対象施設の種類	３．加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 46 年法律第 70 号)第２条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス	0.10 を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 55 年法律第 63 号)第２条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づき実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・特別養護老人ホーム	0.30 を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法(平成７年法律第111号)第２条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・特別養護老人ホーム	0.30 を乗じて得た額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 25 年法律第 87 号)第 12 条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づき実施される事業のうち、同項第４号の規定により政令で定める施設(取壊し費用を含む。)	・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設 ・生活支援ハウス ・介護医療院	0.32 を乗じて得た額

別表６　補助対象施設及び配分基礎単価
（介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業）

1.対象施設等	2.配分基礎単価	3.単位	4.対象経費	５.補助率
①　介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業				
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス （いずれの施設等も定員規模は問わない。）	5,100 千円	市長が認める台数（定員数を上限とする）	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3

<table>
<tr><th>1.対象施設等</th><th>2.配分基礎単価</th><th>3.単位</th><th>4.対象経費</th><th>5.補助率</th></tr>
<tr><td colspan="5">② 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業</td></tr>
<tr><td>ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援</td><td>1,180 千円</td><td>1か所</td><td rowspan="4">感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td><td rowspan="4">2/3</td></tr>
<tr><td>従来型個室･多床室のゾーニング経費支援</td><td>7,070 千円</td><td>1か所</td></tr>
<tr><td>家族面会室の整備等経費支援</td><td>4,130 千円</td><td>施設・事業所</td></tr>
<tr><td colspan="3">・特別養護老人ホーム
・介護老人保健施設
・介護医療院
・養護老人ホーム
・軽費老人ホーム
・認知症高齢者グループホーム
・小規模多機能型居宅介護事業所
・看護小規模多機能型居宅介護事業所
・有料老人ホーム
・サービス付き高齢者向け住宅
・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
・生活支援ハウス
（いずれの施設等も定員規模は問わない。）</td></tr>
<tr><td colspan="5">③ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業</td></tr>
<tr><td>・特別養護老人ホーム
・介護老人保健施設
・介護医療院
・養護老人ホーム
・軽費老人ホーム
・認知症高齢者グループホーム
･小規模多機能型居宅介護事業所
･看護小規模多機能型居宅介護事業所
・有料老人ホーム
・短期入所生活介護事業所
・生活支援ハウス
（いずれの施設等も定員規模は問わない。）</td><td>1,160 千円</td><td>整備床数</td><td>介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td><td>2/3</td></tr>
</table>

別表７　補助対象施設及び配分基準（介護職員の宿舎施設整備事業）

<table>
<tr><th>1.対象施設等</th><th>2.配分基準</th><th>3.補助率</th><th>4.対象経費</th></tr>
<tr><td colspan="3">介護職員の宿舎施設整備事業</td><td rowspan="2">特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td></tr>
<tr><td>・特別養護老人ホーム
・介護老人保健施設
・介護医療院
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
・認知症高齢者グループホーム
・小規模多機能型居宅介護事業所
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
・看護小規模多機能型居宅介護事業所
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
（いずれの施設等も定員規模は問わない。）</td><td>介護職員１定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33 ㎡

※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</td><td>1/3</td></tr>
</table>